

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

イオンモール株式会社（証券コード：ー）

【据置】

長期発行体格付	A
格付の見通し	安定的

■格付事由

- イオングループのディベロッパー事業を担う中核企業で、ショッピングモールの開発および運営を行っている。26/2期第3四半期末の国内モール数は164モール（PM受託、OPAなどの都市型ショッピングセンターを含む）であり、豊富な実績を有する。また、海外でも中国、ベトナム、インドネシアおよびカンボジアで39施設を展開している。25年7月、株式交換によりイオンの完全子会社となった。
- イオングループにおける当社の戦略的・機能的な重要度は高く、当社の長期発行体格付は同グループの信用力と同等としている。当社が運営するショッピングモールは、総合スーパーや専門店の出店のほか、来店客に対する金融サービスの提供など、同グループのプラットフォーム機能を担っている。今後、エリア特性に対応したショッピングセンター開発、活性化・修繕工事の内製化などにより、同グループの事業展開における重要な役割を引き続き果たしていくとみている。
- 国内事業では、ショッピングモール開発・運営での豊富な実績と多数のテナントとの取引があることから、モールの魅力を向上させ、多様化する顧客ニーズに柔軟に対応していくことが可能とみている。同事業では既存モールのリニューアルに注力している。来店動機の創出および来店頻度の向上を図っており、効果が出てきている。中国事業では既存モールの強化とともに、不採算モールの整理・立て直しが進んでいる。ベトナム事業では出店投資を継続していく方針であり、出店状況を引き続きフォローしていく。
- 26/2期第2四半期累計の業績は増収増益。営業収益、営業利益ともに過去最高を更新した。国内事業では既存モールの活性化などにより、既存店ベースの専門店売上、客数ともに増加した。海外事業では各国とも増益となった。この先も既存モールのリニューアル、業務プロセスの見直しをはじめとした収益構造改革などにより、業績は堅調に推移していくと予想される。既存モールの活性化や新規出店により、当面、有利子負債の増加が見込まれる。ただ、中期的にはキャッシュフロー創出力の向上、利益蓄積に伴う自己資本の増加などから、財務構成の改善は可能と考えられる。

（担当）上村 暁生・大塚 浩芳

■格付対象

発行体：イオンモール株式会社

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	A	安定的

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2026年2月20日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：水川 雅義
主任格付アナリスト：上村 暁生
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2024年10月1日)、「企業グループの傘下会社の格付方法」(2022年9月1日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) イオンモール株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル